

# 八代城に「<sup>そなえ</sup>備」あり

松井文庫の武器と武具

## 軍事拠点としての八代城

八代城は薩摩の押さえと、長崎・異国に通じる軍事拠点としての役割を担っていました。寛永9年(1632)以降八代城を預かったのは、熊本藩主細川忠利<sup>ただとし</sup>の父三斎<sup>さんさい</sup>です。三斎は四男立孝<sup>たつたか</sup>を八代に住ませ、次期八代城主にしようと目論んでいました。ところが、忠利と立孝は、三斎より先に亡くなってしまったので、三斎の希望は果たされませんでした。正保2年(1645)三斎が死去すると、藩主細川光尚は家老松井興長<sup>おきな</sup>を八代城主に任命します。立孝には宮松<sup>みやまつ</sup>という息子がいましたが、光尚は宮松を八代から宇土に移しました。細川一門ではなく、松井家に八代城が預けられたのには、どのような背景があったのでしょうか。

寛永16年(1639)徳川幕府はポルトガル船の来航を禁止します。異国船の来航に備えるため、長崎周辺の九州大名には、長崎と九州西海岸の防備が義務付けられました。八代は海を隔てて長崎に隣接しており、八代城は幕府にとって軍事上重要な意味を持ちました。このため、細川家は対幕関係を考慮した人事を行う必要があったのです。松井家は戦国期以来の細川家臣であるとともに、徳川將軍家より山城国の内に領地を与えられ、自家と將軍家の代替わり<sup>おめみえ</sup>に御目見<sup>じきしん</sup>を許されていました。いわば、將軍家の直臣としての性格を有しており、城主としての家格を備えていたのです。また松井興長は、関ヶ原合戦と島原の乱に出陣しており、將軍家に対する軍事奉公の実績も高く、幕府から信頼される存在でした。藩主光尚は、実績の乏しい細川一門の者に八代城を任せるよりも、経験豊富な興長を城主にすることを選んだのです。それは、安定した八代城の統治を望む幕府の意志を反映したものであるでしょう。



松井興長画像(松井文庫所蔵)

### 松井興長(1582~1661)と陣羽織<sup>じんぼおり</sup>

寛永13年(1636)江戸城普請での松井興長の働き振りに感心した將軍家光は、葵の紋の入った陣羽織を興長に与えました。

左の絵で興長が着用しているのが、その陣羽織で、実物も現存しています。

これをきっかけに、興長は家光への御目見<sup>おめみえ</sup>を果たし、以後松井家は將軍家と自家の代替りに御目見が許されるようになりました。將軍御目見は、家格に関わる問題で、陪臣<sup>はいしん</sup>(大名の家臣)で御目見が許されたのは、徳川御三家の家臣など、格の高い家ばかりでした。

## 「陣備図」に見る軍事組織

### 「備」について

大名家は藩主を大将とする一つの軍隊組織であり、家臣はそれぞれの身分に応じて軍制上の役職に付いていました。細川藩の家老松井家は、細川軍の先鋒部隊を率いる指揮官で、「備頭」という役職にありました。「備」は軍団編成上の単位で、大名の軍隊はいくつかの「備」によって構成されていました。この「備」の指揮官を「備頭」といい、家老クラスの者が務めるのが一般的でした。松井家当主が大將を務める「備」は、松井家臣団によってその中核が構成され、これを補完するかたちで、細川本藩の家臣と八代御城附が加わりました。

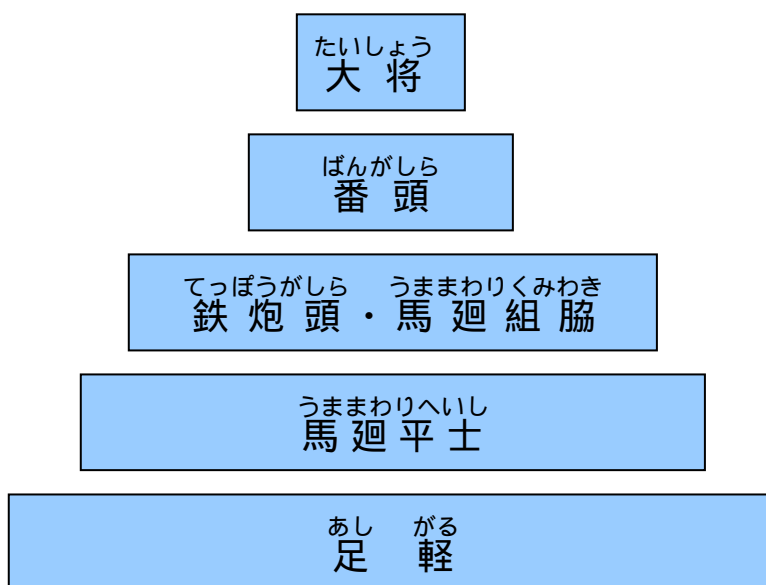
松井家には、松井家当主を大将とする陣備図が残っています。江戸時代中頃に作製されたもので、「旗本備」・「左前備」・「右前備」・「左後備」・「右後備」・「左遊軍」・「右遊軍」・「左脇備」・「右脇備」・「左小荷駄奉行備」・「右小荷駄奉行備」の11幅の掛軸から成っています。それぞれの備には役割があって、前備は攻撃の一番手、後備は攻撃の二番手、遊軍は状況に応じて出動、脇備は旗本備の防御、小荷駄備は兵糧を中心とする軍事物資の輸送にあたりました。

### 松井家臣の身分序列

軍制上の役職は、武士の藩内における「格」(地位)を示すもので、大将を頂点に身分序列を形成していました。松井家の場合、番頭、鉄炮頭、馬廻組脇、馬廻平士、小頭、足軽といった軍事上の役職があって、馬廻平士までが一般に武士と呼ばれる人々で、知行高は、

番頭 700~1000石、鉄炮頭・馬廻組脇 150~350石、馬廻平士 100~120石でした。

松井家臣団で最上位にあったのは番頭です。四代目当主松井直之の時に、竹田、角田、井上、山本家による四番頭体制となりました。この陣備図で、竹田氏は右脇備の番頭、角田氏が旗本備、井上・山本氏が左小荷駄備の奉行を務めています。



松井家臣の身分序列

## ぐんやくにんずう ほうこうにん 軍役人数と奉公人

江戸時代の武士は、与えられた領地の石高（知行高）に応じて、戦陣に引き連れる奉公人（従者）の数が定められていました。これを「軍役人数」と呼びます。細川家の軍役帳によると、150石取りの武士ならば、6人の奉公人を引き連れる必要がありました。この6人の内訳は、馬取1人、挟箱持1人、草履取1人、鍮持1人、具足・甲持1人、指物1人で、主人の身のまわりの世話を役目とする非戦闘員であることがわかります。知行高が高くなるほど、奉公人の数は多くなり、1000石取りの番頭クラスの武士ならば、43人の奉公人が義務付けられていました。

「陣備図」は、家臣の役職、知行高、奉公人の数（軍役人数）がわかるように描かれています。

はさみばこ  
私は挟箱持です。主人の持ちものを運びます。

やりもち  
私は鍮持です。

てっぽうがしら  
私は、松井家の鉄砲頭です。150石取りなので、6人の奉公人を従えています。

